

三菱元徴用工被爆者裁判 最高裁で勝利！(11月1日)



最高裁南門前で勝利を喜ぶ原告・支援者(11月1日)

在韓被爆者

第49号
2007.12.18

在韓被爆者問題市民会議
〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20
中島竜美方
郵便振替 00130-21355828
電話 03(3701)5916

(もくじ)

☆特集☆三菱元徴用工裁判について

◆	三菱広島・元徴用工被爆者最高裁判決文	2
◆	裁判後の記者会見	11
◆	弁護団声明	13
◆	原告の思いは半ば	14
◆	最高裁「国家賠償判決」に想う	15
◆	原告のプロファイル	17
◆	記者会見での渡辺淳子さんの訴え (在ブラジル被爆者協会理事)	21
◆	☆ ☆ ☆	
◆	森田会長と ブラジル高校生平和大使をかこんで	21
◆	十二月十四日例会講演内容 「沖縄の原爆被爆者」笹本征男	22

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>
E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

以下の文章は最高裁のホームページよりダウンロードしたものです。

事件番号 平成17(受)1977、事件名 損害賠償請求事件、裁判年月日 平成19年11月01日、
法廷名 最高裁判所第一小法廷、裁判種別 判決、結果 棄却

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

第1 事案の概要

1 被上告人らは、大韓民国に居住する同国の国民であって、第二次世界大戦中に朝鮮半島から広島市に強制連行され、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆したと主張する第1審原告(以下「原告」という。)又はその承継人である。

本件は、原告らが、上告人は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「原爆医療法」という。)に基づき被爆者健康手帳の交付を受けた者が我が国の領域を越えて居住地を移した場合には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「原爆特別措置法」といい、原爆医療法と併せて「原爆二法」という。)は適用されず、原爆特別措置法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めた「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」と題する通達(昭和49年7月22日衛発第402号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通達。以下「402号通達」という。)を作成、発出し、その後、原爆二法を統合する形で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」といい、原爆二法と併せて「原爆三法」という。)が制定された後も、平成15年3月まで402号通達の上記定めに従った取扱いを継続したことによって、原告らの原爆三法上の「被爆者」としての法的地位ないし権利を違法に侵害してきたなどと主張して、それぞれ、上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要等(公知の事実を含む。)は、次のとおりである。

(1) 原爆医療法について

ア 昭和32年に制定された原爆医療法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする」(1条)法律であり、同法による医療等の給付の対象となる「被爆者」を、原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者等であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものと定義していた(2条)。同法には、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなく、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、「その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事(その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。)」に申請しなければならないと定められていた(3条1項)。

イ 402号通達は、昭和49年法律第86号(一部は同年9月1日施行、その余は同年10月1日施行)による原爆二法の一部改正等の機会に発出されたものであるところ、同法律による一部改正後の原爆医療法は、①都道府県知事において、「被爆者」に対し、毎年の健康診断とそれに基づく必要な指導を行うこと、②厚生大臣において、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある「被爆者」に対し、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定をした上で、指定医療機関による必要な医療の給付又はこれに代わる医療費の支給を行うこと、③厚生大臣において、「被爆者」に対し、一般の負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関において医療を受けた場合など一定条件の下に、一般疾病医療費を支給することなどを定めており、これらに要する費用は、「被爆者」の所得や資産状態にかかわらず、全額公費負担とされていた。また、被爆者健康手帳の交付、健康診断及び必要な指導等に係る事務は、国の機関委任事務とされていた。

なお、指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関には、日本国内の医療機関が指定されていたため、原爆医療法に基づく医療の給付等は、事実上、少なくとも日本国内に現在する「被爆者」が対象となっていた。

(2) 原爆特別措置法について

ア 昭和43年に制定された原爆特別措置法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする」(1条)法律であり、原爆医療法2条に規定する「被爆者」を対象とし、その健康状態等に応じて、各種手当等を給付することを定めていた。原爆特別措置法にも、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなかった。

(3) 2007 年 12 月 18 日

イ 昭和 49 年法律第 86 号による一部改正後の原爆特別措置法に基づく給付としては、①原爆医療法に基づき、負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた「被爆者」を対象とする特別手当、②造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっている「被爆者」を対象とする健康管理手当、③上記認定を受け、原爆医療法に基づき、当該認定に係る負傷又は疾病に対する医療の給付を受けている「被爆者」を対象とする医療手当のほか、介護手当及び葬祭料があった。これらの手当等の支給は都道府県知事（広島市又は長崎市については各市長。以下同じ。）において行うものとされ、その支給に係る事務は国の機関委任事務とされていた。これらの手当の支給等に要する費用は、全額公費負担とされていたが、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当については、当該手当の支給要件に該当する「被爆者」又はこれと一定の身分関係にある者の所得につき所得税法の規定により計算した前年分の所得税の額が政令で定める額を超えるときは、その全部又は一部を支給しない旨の規定（以下「所得制限規定」という。）が設けられていた。なお、健康管理手当等に係る所得制限規定は、平成 6 年に被爆者援護法が原爆二法を統合する形でこれらを引き継ぐとともにその援護内容を更に充実発展させるものとして制定された際、撤廃された。

ウ 原爆特別措置法の定める健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響による障害を伴う疾病にかかり、健康上特別の状態に置かれて不安の中で生活している「被爆者」に対し、毎月定額の手当を支給することによって、精神的な安定、療養生活の安定を図り、その健康及び福祉に寄与することを目的とするものである。「被爆者」が健康管理手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事から支給要件に該当する旨の認定を受けなければならないが、都道府県知事は、同認定をする場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を、疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとされており、402 号通達発出当時、同期間は最長 3 年と定められていた（昭和 43 年厚生省告示第 352 号）。

エ 原爆特別措置法には手続の細則に関する定めはなく、同法の委任に基づき同法の実施のための手続その他その執行について必要な細則を定めるものとして、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和 43 年厚生省令第 34 号。以下「原爆特別措置法施行規則」という。）が制定された。なお、原爆特別措置法には、健康管理手当等の受給権者が都道府県（広島市又は長崎市については各市。以下同じ。）の区域を越えて居住地を移した場合に失権する旨の明文の規定はなかったが、昭和 49 年厚生省令第 27 号（同年 9 月 1 日施行）による改正前の原爆特別措置法施行規則においては、健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合には、従前の居住地の都道府県知事に対して失権の届出をするものと定められ、新居住地の都道府県知事から改めて健康管理手当等の支給要件に該当する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けることが必要とされていた。上記の規則改正により、健康管理手当等の受給権者は、上記の場合にも失権することではなく、新居住地の都道府県知事に対して居住地変更を届け出るものとされ、当該届出を受理した都道府県知事は、当該受給権者の従前の居住地の都道府県知事に文書でその旨を通知するものと改められた。

(3) 在外被爆者と原爆二法の適用等

ア 原爆医療法制定の際の国会審議において、同法が在外被爆者（日本国外に居住する被爆者をいう。以下同じ。）にも適用されるか否かという問題については特段の質疑は行われなかった。日本国内の被爆者に対しては同法に基づく援護措置が講じられる一方で、在外被爆者に対してはほとんど援護措置が講じられなかったが、これは、上告人の担当者が、原爆医療法は、日本国内の地域社会の構成員の福祉の向上を図ることを目的とする社会保障法であるから、被爆者が日本国内に居住関係を有することが適用の前提条件となっており、例えば、一時的に日本を訪れたにすぎない在外被爆者については適用されないとの解釈に基づき、同法を運用していたことによるものであった。

原爆特別措置法制定の際の国会審議において、厚生大臣は、同法は在外被爆者には適用されないという趣旨の答弁をした。

イ このような状況の下で、在韓被爆者（大韓民国に居住する被爆者をいう。以下同じ。）である孫振斗が、昭和 45 年 12 月に原爆症治療を受ける目的で日本に不法入国したところを逮捕され、福岡県内の病院に入院中に福岡県知事に対して被爆者健康手帳の交付を申請したところ、日本国内に居住関係を有しないから原爆医療法の適用要件を欠くとの理由により却下処分を受けたため、同処分の取消しを求める訴訟（以下「孫振斗訴訟」という。）を福岡地方裁判所に提起した。これに対し、福岡地方裁判所は、昭和 49 年 3 月 30 日、原爆医療法は一般の社会保障法とは類を異にする特異の立法であり、被爆者個人の救済を第一義とする同法の立法目的と、居住関係の存在を同法の適用要件としたものと解し得る規定がないことから、被爆者でさえあれば、たとえその者が外国人であっても、その者が日本国内に現在することによって同法の適用を受け得るものと解するのが相当であり、不法入国した者についても、その者が被爆者である限り、同法が適用されることとなるとして、孫振斗の請求を認容し、上記却下処分を取り消す旨の判決を言い渡した。

ウ 上記判決後の昭和49年7月25日、厚生省公衆衛生局長は、それまでの法解釈を変更し、我が国に入国した在外被爆者に対する原爆医療法の適用については、日本における在留期間、その滞在目的等から総合的に判断することとし、治療目的で適法に入国し1か月以上滞在している者に対しては、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないとする解釈を採用することを明らかにするに至った（昭和49年衛発第416号東京都知事あて厚生省公衆衛生局長回答）。

他方、厚生省公衆衛生局長は、前記のとおり、同月22日付けで402号通達を发出し、原爆特別措置法はなお日本国内に居住関係を有する「被爆者」に対してのみ適用されるものであるから、「被爆者」が我が国の領域を越えて居住地を移した場合には、当該「被爆者」には同法は適用されず、同法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めるに至った（以下、この取扱いを「失権取扱い」という。）。これにより、在外被爆者は、来日して被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当等の支給認定を受けたとしても、出国すると同時に、「被爆者」たる地位を失うこととなり、健康管理手当等の受給権は失権したものと取り扱われて、その支給が打ち切られることになった。

エ 福岡県知事は、上記判決を不服として控訴したが、福岡高等裁判所は、昭和50年7月17日、原爆医療法は、社会保障法の性格を持ちながらも、被爆者に対する国家補償法の性格を併有する一種特別の立法であり、同法にはその適用を日本国内に居住関係を有する者に限る趣旨の規定がないから、不法入国した被爆者にも同法が適用されるとして、福岡県知事の控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

厚生省公衆衛生局長は、同年9月1日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用について、適法な入国後おおむね1か月以上滞在する者であれば、入国目的を問わず、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないこととする旨解釈を変更することを明らかにした（昭和50年衛発第500号広島市長あて厚生省公衆衛生局長回答）。

オ 福岡県知事は、上記判決を不服として上告したが、最高裁判所は、昭和53年3月30日、原爆医療法は、いわゆる社会保障法としての性格のほか、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するという点では実質的に国家補償の配慮を制度の根底に有し、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、同法3条1項には我が国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどから考えると、被爆者であって我が国に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかなを問わず、広く同法の適用を認めて救済を図ることが、同法の国家補償の趣旨にも適合するものというべきであり、同法は不法入国した被爆者についても適用されると判示して、福岡県知事の上告を棄却する旨の判決を言い渡した（最高裁昭和50年（行ツ）第98号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号435頁）。

これを受けて、厚生省公衆衛生局長は、同年4月4日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用に関する解釈を更に変更し、我が国に現在する者である限り、その現在する理由等のいかなを問わず、同法を適用し、被爆者健康手帳を交付することとした（昭和53年衛発第288号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通知）。しかし、402号通達の失権取扱いの定めは、その後も維持され、平成7年7月1日に被爆者援護法が施行された後も、厚生事務次官が同年5月15日付けで发出した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」と題する通知（平成7年発健医第158号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生事務次官通知）に基づき、402号通達に従った失権取扱いが継続された。

カ その後、平成10年に、在韓被爆者である郭貴勲が、治療のために来日し、大阪府知事から被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、同手当の支給を受けていたところ、日本から出国したことにより同手当の支給を打ち切られたため、これを不服として、上告人に対して自己が被爆者援護法上の「被爆者」たる地位にあることの確認を求めるとともに、大阪府に対して支給打ち切り後の健康管理手当の支払を求めることなどを内容とする訴訟を大阪地方裁判所に提起した。大阪地方裁判所は、平成13年6月1日、日本に居住又は現在していることが被爆者援護法における「被爆者」たる地位の効力存続要件であると解することはできず、日本からの出国によって「被爆者」たる地位を失うものではないとして、郭貴勲の上記両請求を認容する旨の判決を言い渡した。これに対し、上告人及び大阪府が控訴したが、大阪高等裁判所は、平成14年12月5日、大阪地方裁判所と同旨の判断をして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

上告人及び大阪府は、上記控訴審判決に対して上告等をせず、厚生労働省健康局長は、平成15年3月1日、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」と題する通知（平成15年健発第0301002号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生労働省健康局長通知）を发出して、402号通達の失権取扱いの定めを廃止し、日本において健康管理手当等の支給認定を受けた「被爆者」が出国した場合及び日本において健康管理手当等の支給認定の申請をした「被爆者」が出国した後に手当の支給認定を受けた場合であっても、当該「被爆者」に対して手当を支給

(5) 2007年12月18日

することとする旨取扱いを改めるに至った。

(4) 原告らの被爆の状況等

ア 原告らは、第二次世界大戦中の昭和19年に国民徴用令に基づく徴用令書の交付を受けて徴用され、朝鮮半島の各居住地から広島市まで連行されて当時の三菱重工業株式会社に引き渡され、同社の広島機械製作所又は広島造船所において労働に従事していたところ、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆した。原告らが被爆した際にいた地域は、いずれも、原爆三法において「被爆者」として認定を受けることのできる地域とされているが、原告らの中には、402号通達が発出される前に被爆者健康手帳の交付を受けた者はいない。

イ 原告X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X 1 2 3 4 7 9 17 21, 同X 32, 同X 34, 同X 35, 同X 36, 同X 37及び同X 39の合計14名は、昭和56年12月20日から平成7年5月16日までの間に被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、昭和63年4月から平成7年8月までの間の1～3か月間、健康管理手当を受給したことがあるが、いずれも、402号通達に基づき、日本からの出国を理由に支給が打ち切られた。上記14名の原告らのうち、402号通達の失権取扱いの定めが廃止された時点で生存していた者は、平成15年3月又は5月に健康管理手当の支給認定の申請をするなどして、再び健康管理手当を受給するようになった。

原告X5, 同X6, 同X11, 同X12, 同X13, 同X14, 同X18, 同X19, 同X20, 同X23, 同X24, 同X25, 同X26, 同X33, 同X38及び同X40の合計16名は、昭和56年12月20日から平成8年12月2日までの間に被爆者健康手帳の交付を受けたが、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまでの間に健康管理手当の支給を受けたことはなかった。上記16名の原告らのうち、上記廃止時点で生存していた者は、廃止直後に死亡した者及び来日が不可能な者を除き、平成15年5月に健康管理手当の支給認定の申請をした。

原告X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X, 同X 8 10 15 16 22 27 28 29, 同X 30及び同X 31の合計10名は、402号通達の失権取扱いの定めが廃止される前には被爆者健康手帳の交付を受けたことはなかった。上記10名の原告らのうち、上記廃止時点で生存していた者は、同年3月3日又は同年4月10日に被爆者健康手帳の交付の仮申請（来日前の事前申請）をした。このうち、原告X27及び同X28は、同年12月に被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当の支給認定の申請をした。

原告らが、402号通達の失権取扱いの定めが廃止される前に、上記のとおり、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をせず、あるいは、支給認定を受けた期間が満了した後に再び健康管理手当の支給認定の申請をしなかった理由は、来日が困難であったからではなく、失権取扱いを定めた402号通達が存在していたからであった。仮に402号通達が無ければ、原告らは、もっと早い時期に上記各申請手続を執っていたものであり、そして、その申請は認められるべきものであった。

3 原審は、次のとおり判示して、上告人の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を肯定した上で、上告人に対して慰謝料100万円及び弁護士費用20万円の合計120万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で各原告の請求を認容した。なお、原審は、原告らの主張する得べかりし健康管理手当受給額相当額の損害の発生は認めなかった。

(1) 402号通達の失権取扱いの定めは、明文の根拠規定もなしに、いったん適法、有効に取得された法律上の地位を、日本からの出国という事実のみをもって当然かつ一方的に失わせるという、他の同種の制度では見られないものである上、被爆者に対して重大な影響を及ぼすものであることを考慮すると、402号通達を作成し、発出するに当たっては、日本からの出国によって失権するという解釈や取扱いに法律上の根拠があるといえるのかどうかについて十分に調査検討する必要があるというべきであり、そうしていれば、402号通達の失権取扱いの定めが違法であることを認識することは十分に可能であったものと認められる。しかるに、上告人は、402号通達の作成、発出の際の具体的事情について明らかにしようとせず、本件全証拠によっても、十分な調査検討が行われたものと認めることはできない。それにもかかわらず、誤った法律解釈に基づいて402号通達を作成、発出し、これに従った失権取扱いを継続したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、少なくとも過失が認められる。

したがって、上告人には、国家賠償法1条1項に基づき、違法な402号通達の作成、発出と、これに従った失権取扱いの継続の結果、原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。

(2) 原告らは、被爆に対するいわれのない差別を受けながら、適切な医療も受けることができずに暮っていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやられ、在韓被爆者であるがゆえに何らの救済も受けることができずに放置され続けていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟の判決等を契機として、ようやく原爆二法に基づく救済が期待できる兆しが現われた途端に402号通達を作成、発出され、以後これに従った行政実務が継続的に行われたことによって、従前にも

増して一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなり、年月の経過とともに高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起せざるを得なくなったものである。

(3) 本件は、被爆という他に例を見ない深刻な被害を受けた被爆者の救済に関して、上告人の発出した通達が法の解釈を誤ったものであったという特殊な事案に関するものであり、これにより本件訴訟の提起にまで至った原告らが被った上記精神的損害の深刻さ、重大性、特異性に照らせば、原告らの上記精神的損害に対する慰謝料として各100万円を認めるのが相当である。

第2 上告代理人大竹たかしほかの上告受理申立て理由第2の1～4及び第3について

1 原爆二法は、これらの法律による各種の援護措置の対象となる「被爆者」について、原子爆弾が投下された際当時の広島市又は長崎市の区域内に在った者等であって、その居住地（居住地を有しないときはその現在地）の都道府県知事に申請して被爆者健康手帳の交付を受けた者をいうものと定めているものの、原爆二法による各種の援護措置を受けるための要件として、「被爆者」であることに加えて、その居住地が日本国内にあることまでは要求しておらず、また、いったん被爆者健康手帳の交付を受けて「被爆者」たる地位を取得し、更に都道府県知事の支給認定を受けて健康管理手当等の受給権を取得した「被爆者」が、日本国外に居住地を移した場合にその受給権を失う旨の規定も置いていない。そうすると、いったん健康管理手当等の受給権を取得した「被爆者」が日本国外に居住地を移した場合に、受給権が失権するものとした402号通達の失権取扱いの定めは、原爆二法の解釈を誤る違法なものであったといわざるを得ない。したがって、402号通達の失権取扱いの定めは、原爆二法を統合する形で制定された被爆者援護法にも反することは明らかである。

もっとも、上告人の担当者の発出した通達の定めが法の解釈を誤る違法なものであったとしても、そのことから直ちに同通達を発出し、これに従った取扱いを継続した上告人の担当者の行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったと評価されることにはならず、上告人の担当者が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたと認められるような事情がある場合に限り、上記の評価がされることになるものと解するのが相当である（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁平成元年（オ）第930号，第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

しかし、402号通達は、被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものである。このことからすれば、一般に、通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために上級行政機関が下級行政機関に対して発する法解釈の基準であって、国民に対して直接の法的拘束力を有するものではないにしても、原爆三法の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる上告人の担当者が上記のような重大な結果を伴う通達を発出し、これに従った取扱いを継続するに当たっては、その内容が原爆三法の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存したものであるといえるべきである。

2 昭和32年に制定された原爆医療法には、同法によって「被爆者」たる地位を付与され、あるいは、同法による援護措置を受けるための資格要件として、日本国内に居住地を有することを要する旨の明文の規定は置かれていない。しかし、「被爆者」に対して健康診断等の健康管理を実施する機関を「都道府県知事」と定めるなど、「被爆者」の居住地あるいは現在地が継続して日本国内にあることを前提としたものと解する余地のある規定が置かれており、同法の定める援護措置も、日本国内にある指定医療機関での医療の給付等に限られていた。さらに、昭和43年に制定された原爆特別措置法では、援護措置として各種手当等の支給の制度が新たに設けられたものの、これらの手当等の支給を実施する機関は都道府県知事とされ、手当を受給する「被爆者」の都道府県知事に対する届出等に関する規定が置かれるとともに、健康管理手当等の支給要件としていわゆる所得制限規定が置かれていた。

これらの原爆二法の規定等を根拠に、上告人の担当者は、一貫して、原爆二法は日本国内に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用されるものであって、日本国外に居住する在外被爆者に対してはこれらの法律の適用はないものとする解釈を採り、国会審議の場においても厚生大臣及び上告人の担当者がそのような法解釈を示してきていたのに対して、特段の異論が述べられることもなかったことがうかがわれる。

これらの事実関係からすれば、上告人の担当者が、原爆二法について、当初、日本国外に居住する在外被爆者に対してはその適用はないものとする解釈の下にその運用を行ってきたことにも、それなりの根拠があったものと考えられ、しかも、上告人の担当者において、このような法解釈が原爆二法の規定の客観的に正しい解釈と整合する適法なものといえるか否かについて、改めて検討を行うことを迫られるような機会があったものとも認められないところである。

そうすると、昭和49年の402号通達発出の前の段階では、上告人の担当者が、日本国外に居住する在外被爆者に対しては、そもそも原爆二法の適用がないものとする法解釈の下にその運用を行ってきた

(7) 2007 年 12 月 18 日

ことをもって、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な運用を行っていたものとまでいうことは困難というべきである。

3 しかし、その後、昭和 49 年 3 月に、孫振斗訴訟の第 1 審判決において、前記のような原爆医療法の規定等からして、同法が適用されるための要件として被爆者が日本国内に居住関係を有することが要求されているものと解することはできず、したがって、日本国内に不法入国した在韓被爆者についても同法の適用があるとする司法判断が示された。これを受けて、上告人の担当者の側でも、同年 7 月ころには、在外被爆者については原爆二法の適用を一切認めず被爆者健康手帳の交付を行わないものとしてきたそれまでの取扱いを改め、治療目的で適法に日本国内に入国し 1 か月以上滞在している者については、日本国内に居住関係を有するものとして、原爆二法の適用を認め、被爆者健康手帳を交付し、健康管理手当等の支給要件に該当すれば支給認定をするという取扱いを採用するに至っていた。402 号通達は、このような状況の下で、昭和 49 年法律第 86 号による原爆二法の一部改正等の機会に同年 7 月 22 日付けで発出されたものであり、昭和 49 年厚生省令第 27 号による原爆特別措置法施行規則の改正に関連させる形で失権の取扱いを定めたものであるところ、上記規則改正の内容は、原爆特別措置法に定める健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に、手当の支給が都道府県知事を通じて行われる仕組みになっていること等を理由に受給権をいったん失権するものとしていた従前の取扱いを改めて、そのような事由によっては受給権は失権しないこととするものであった。

これらの事実関係からすれば、402 号通達発出の時点で、上告人の担当者は、それまで上告人が採ってきた原爆二法が在外被爆者にはおよそ適用されないなどとする解釈及び運用が、法の客観的な解釈として正当なものといえるか否かを改めて検討する必要に迫られることとなり、現にその検討を行った結果として、在外被爆者について原爆二法の適用を一切認めず被爆者健康手帳の交付を行わないものとしていたそれまでの取扱いや、健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に受給権がいったん失権するものとしていた従前の取扱いが、法律上の根拠を欠く違法な取扱いであることを認識するに至ったものと考えられるところである。

そもそも、年金、手当、医療費等の給付に関する制度には多くのものがあり、その中には、日本国内に住所や居住地を有することが手当等の支給要件とされているものが少なくないが、そのような場合には、日本国内に住所等を有することが手当等の支給要件であることが法文に明記されたり、日本国内に住所等を有しなくなった場合には手当等の受給権を失うこととなる旨が法文に明記されるのが通例であると考えられるところである（国民健康保険法、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律など）。ところが、原爆二法には、被爆者が日本国内に居住地を有することがそれらの法律の適用の要件となる旨を定めた明文の規定が存在しないばかりか、法の定めるところによっていったん「被爆者」について発生した各種手当の受給権が、「被爆者」が日本国外に居住地を移すことによって失われる旨を定めた明文の規定も存在しないのである。にもかかわらず、402 号通達発出当時、上告人の担当者は、そもそも在外被爆者に対してはこれらの法律が適用されないものとする従前の解釈を改め、一定の要件の下で在外被爆者が各種手当の受給権を取得することがあり得ることを認めるに至りながらも、なお、現実にこれらの手当の受給権が発生した後になって、「被爆者」が日本国外に居住地を移したという法律に明記されていない事由によって、その権利が失われることになるという法解釈の下に、402 号通達を発出したこととなるのである。

このような法解釈は、原爆二法が社会保障法としての性格も有することを考慮してもなお、年金や手当等の支給に関する他の制度に関する法の定めとの整合性等の観点からして、その正当性が疑問とされざるを得ないものであったというべきであり、このことは、前記のとおり、402 号通達の発出の段階において、原爆二法の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる上告人の担当者が、それまで上告人が採ってきたこれらの法律の解釈及び運用が法の客観的な解釈として正当なものといえるか否かを改めて検討することとなった機会に、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしていれば、当然に認識することが可能であったものというべきである。

そうすると、上告人の担当者が、原爆二法の解釈を誤る違法な内容の 402 号通達を発出したことは、国家賠償法上も違法の評価を免れないものといわざるを得ない。

そして、上告人の担当者が、このような違法な 402 号通達に従った失権取扱いを継続したことも、同様に、国家賠償法上違法というべきである。

4 以上によれば、402 号通達を作成、発出し、また、これに従った失権取扱いを継続した上告人の担当者の行為は、公務員の職務上の注意義務に違反するものとして、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法なものであり、当該担当者に過失があることも明らかであって、上告人には、上記行為によって原告らが被った損害を賠償すべき責任があるというべきである。所論の点に関する原審の判断は、結論においては是認することができる。論旨は、採用することができない。

なお、論旨の引用する判例（最高裁昭和 42 年（オ）第 692 号同 46 年 6 月 24 日第一小法廷判決・

民集25巻4号574頁, 最高裁昭和45年(オ)第886号同49年12月12日第一小法廷判決・民集28巻10号2028頁, 最高裁昭和63年(行ツ)第41号平成3年7月9日第三小法廷判決・民集45巻6号1049頁, 最高裁平成14年(受)第687号同16年1月15日第一小法廷判決・民集58巻1号226頁)は、いずれも、事案を異にし本件に適切でない。

第3 上告代理人大竹たかしほかの上告受理申立て理由第2の5について前記事実関係等によれば、原告らは、被爆により、他の戦争被害とは異なる特異な健康被害を被り、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば、その申請は認められるべき状態にあったにもかかわらず、上告人の発出した違法な402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかったものであり、これによって、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまで長期間にわたり原爆三法に基づく援護措置の対象外に置かれ、被爆による特異な健康被害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながら生活を続けることを余儀なくされ、様々な精神的苦痛を被ったというのである。これらの事情に加えて、そもそも健康管理手当が「被爆者」の精神的安定を図ることをも目的として支給されるものであることも考慮すると、上告人の担当者の原爆三法の解釈を誤った違法な402号通達の作成、発出及びこれに従った失権取扱いの継続によって、原告らが財産上の損害を被ったものとまですることはできないことを前提として、原告らは法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害され精神的損害を被ったものとして各原告につき100万円の慰謝料を認めた原審の判断は、是認できないではない。論旨は、採用することができない。

よって、裁判官甲斐中辰夫の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官甲斐中辰夫の反対意見は、次のとおりである。

私は、原告らが原爆三法上の「被爆者」としての法的地位ないし権利を侵害されたとして、上告人に対してした国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は、棄却すべきものとする。その理由は、以下のとおりである。

1 私は、原爆三法が各種の援護措置を受けるための要件として、「被爆者」であることのみを定めており、その居住地が日本国内にあることを定めていないことから、結局のところ、健康管理手当等の受給権を取得した「被爆者」が日本国外に居住地を移したことにより受給権を失うものとした402号通達の定めは、原爆三法の解釈としては違法なものといわざるを得ないと考える点においては、多数意見と同じである。

しかしながら、上告人の担当者が402号通達を作成、発出し、これに従った取扱いを継続したことが、相当の法律上の根拠を欠き、その職務上通常尽くすべき注意義務に違反するものとして国家賠償法1条1項の適用上違法なものであり、当該担当者に過失があるとする点においては賛同できない。

(1) 402号通達の作成、発出時の原爆二法の規定の全体を検討すると、一方において、多数意見のいうように、外国に居住する「被爆者」については、原爆二法の適用がないとすることを直接根拠づける明文上の規定はないものの、他方において、原爆二法には上告人が402号通達を作成、発出する際に採った解釈を前提として設けられたとみることができる規定が存在しており、これに加えて、原爆二法の性格や立法者の意思などそのような解釈をする根拠があるのであって、それには次のようなものがあげられる。

ア 各種手当の所得制限について

402号通達の作成、発出当時の原爆特別措置法に基づく特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当については、所得制限規定が設けられており(同法3条、6条、8条、9条2項)、「被爆者」本人及び配偶者らの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税の額が一定額を超えるときは、手当の全部又は一部を支給しない旨定められている。

所得税は、いうまでもなく国内居住者に対し課税される(所得税法7条1項)のであって、外国居住者には課税されない。しかも、所得制限規定は、単なる手続規定ではなく、実体的な権利の存否に関する規定であり、これらの規定を外国居住者に適用することは不可能である。仮に、外国居住者(外国人などの)は所得制限規定の対象外であると解釈するとすると、原爆特別措置法は、外国在住の「被爆者」に対し、所得制限を設けずに各種手当を支給することになり、その大部分が日本人である日本在住の「被爆者」よりも手厚い保護をしていると解釈することになるが、同法がそのような不合理な立場を採っているかは疑問である。結局、所得制限規定は、原爆二法が外国居住者には適用されないことを当然の前提としているものと解する根拠となり得る規定といえよう。

次に所得制限の規定はどのような法律に設けられているのであろうか。

医療費、手当、年金等に関する各法律をみると、①外国居住者にも手当が支給される戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、恩給法、厚生年金保険法などの法律には、所得制限の規定はない。②これに対し、児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律は、国内に住所

(9) 2007年12月18日

を有することを支給要件としているが、所得制限規定がある。③一方、②の三法律は、無拠出制の社会保障法であり、原爆二法が同様に無拠出制の社会保障法という性格を有することは明らかである。

そうすると、上告人の担当者が、402号通達の作成、発出当時、原爆二法は、無拠出制の社会保障法であって、属地主義が原則となり、社会連帯の観念を入れる余地のない外国居住者に対しては、明文規定がない限り適用されず、所得制限規定が設けられていることはその根拠となると解したとしても、他の法律との整合性からすれば十分あり得る解釈であろう。

イ 原爆医療法3条1項は、居住地又は現在地の知事に被爆者健康手帳の交付申請をしなければならないと定めており、手帳の交付は原爆二法による各種の援護措置の対象となる「被爆者」であるための要件であることから、同項は、国内に居住又は現在する者に原爆二法が適用されるものであるとの解釈を前提としているものとみる余地のあった規定といえよう。

ウ 原爆医療法は、国内における厚生大臣の指導監督下にある医療機関による医療給付が中心であり、毎年健康診断が行われ（4条）、さらに必要な指導を行う（6条）ことなど継続的な給付をその内容としているのであり、国内に居住又は現在する者に対して適用されることを前提としているものと解し得るものであった。

エ 原爆二法を在外「被爆者」に適用し、給付を行うことが予定されているのであれば、これを予定した手続規定が設けられているはずなのに、原爆二法には、国内に居住又は現在する者については具体的な手続規定が置かれているにもかかわらず、国内に居住も現在もしない外国居住者に関しては手続規定が一切設けられていない。

オ 原爆二法の立法過程等における政府委員等の答弁は、在外「被爆者」には原爆二法が適用されないことで一貫しており、立法者の意思もそのとおりであった。

このように402号通達の作成、発出時の関係法令全体やその法的性格、立法者の意思などを総合的に考えると、昭和49年の402号通達の作成、発出時において、上告人の担当者が原爆二法は外国居住者には適用されないと解釈したことには、相当の法律上の根拠があるといわざるを得ず、このような解釈によれば402号通達の失権取扱いの定めは当然の内容であるということになり、同じく相当の法律上の根拠を有することとなろう。したがって、上告人の担当者が402号通達を作成、発出するに際し、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたと認められるような事情があり、国家賠償法1条1項にいう違法があったと評価することはできないものといわざるを得ない（最高裁判平成元年（オ）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

本来、同一の法律についての法律上の根拠がある解釈が、ある時期からその根拠が失われたとするには、その法律が改正されるか、司法による明確な反対解釈が示されるなどの新たな事情が必要である。これを本件についてみると、原爆二法についての上記のような上告人の担当者の解釈は、多数意見においても少なくともそれなりの根拠があったことは、認められているところである（第2の2）。そして、原爆二法立法後、402号通達の作成、発出時までには上記のような新たな事情は認められず、したがって、法律上の根拠が失われたということではできない。多数意見指摘の孫振斗訴訟の第1審判決は、我が国に不法入国した被爆者であっても、我が国に現在することによって原爆医療法の適用を受け得るものと判示したにすぎず、我が国に現在しない在外被爆者一般に対して原爆二法の適用を認めたものではない。これに、上告人の担当者が、上記第1審判決に依拠して一定期間我が国に現在する在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付をするよう取扱いを改めた事実を加えたとしても、それらが上告人の担当者らの解釈が本来有していた法律上の根拠が失われる事情にはなり得ないものである。

その後、平成7年7月1日の被爆者援護法の施行により所得制限規定が撤廃されたが、同法の立法過程における政府委員等の答弁は、同法は外国居住者には適用されないことを当然の前提としており、法律の適用範囲を国外に拡大し、あるいは法律の性格が変更されたわけではない。そうすると、上告人の担当者が、上記立法の経緯から法律の性格は変わらないと考え、直ちに402号通達の失権取扱いの定めを廃止しなかったことをとらえて国家賠償法上違法になるとすることはできない。

(2) ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記公務員に過失があったものとするとは相当ではない（最高裁昭和42年（オ）第692号同46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号574頁、最高裁判平成13年（行ヒ）第266号、第267号同16年1月15日第一小法廷判決・民集58巻1号156頁参照）。

これを本件についてみると、原爆三法について、上告人の担当者が日本国外に居住する在外被爆者に対してはその適用がないとする解釈の下に402号通達を作成、発出し、これを維持してきたことは、前記1(1)のとおり相当の法律上の根拠があったものと認められる。そして、402号通達の合法性につ

いては、近時まで、これが問題とされることすらなかったのである。

なお、孫振斗訴訟の最高裁判決は、第1審判決と同様に、我が国に不法入国した被爆者であっても、我が国に現在する者である限りは、原爆医療法が適用されると判示したにすぎないものであって、各種手当の給付が中心となる原爆特別措置法の我が国に現在しない在外被爆者への適用について判断したものでないことはいまでもない。したがって、上告人の担当者が、これまでの原爆特別措置法の解釈の正当性について疑問を持つべき契機となるものではない。

402号通達の合法性が裁判上初めて問題とされたのは、本件訴訟の第1審においてであり、平成11年3月25日の本件第1審判決が初めての司法判断であるところ、その内容は、402号通達とこれに基づく上告人の失権取扱いの合法性を肯定するものであった。ところが、その後、同13年6月1日、大阪地裁がいわゆる郭貴勲訴訟において、被爆者援護法における「被爆者」たる地位が日本からの出国により失われなくとする上記判決と相反する判決を言い渡した。そこで、上告人は、この問題に対する司法の判断が分かれたことから上級審の判断を仰ぐこととし、上記大阪地裁判決に対して控訴した。その結果、同14年12月5日、大阪高裁が控訴棄却の判決をしたことから、上告人は、上告等をせず、同15年3月1日に402号通達の失権取扱いの定めを廃止したものである。

このような経緯からすると、上告人の担当者の402号通達の作成、発出及びこれに従った失権取扱いの継続は、これを肯定する裁判例もあるなど相当の法律上の根拠が認められ、上告人の担当者は、その後司法判断が変化したことから、これに応じた対応をしたにすぎないのであって、国家賠償法上の過失は認めることができない。

2 原判決は、402号通達の失権取扱いの定めとこれに従った行政実務について上告人の担当者に国家賠償法上の違法性と過失を認めたが、一方では原告らに得べかりし健康管理手当相当額の財産上の損害が生じているものとは認められないとしつつ、他方でこれとは別に原告らは402号通達の失権取扱いの定めとこれに従った行政実務により落胆と怒り、被差別感、不満感などの感情を抱かされたものであり、このように社会通念上その限度を越える精神的損害は法的保護の対象になるとして、各原告につき100万円の慰謝料を認めたものであり、多数意見は、このような原判決の判断は是認できないではないという。

一般に、法律上保護された利益の侵害がなければ不法行為法上違法であるとはいえず、国及びその担当者の行為により不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である（最高裁昭和57年（オ）第902号同63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁，最高裁平成17年（受）第2184号同18年6月23日第二小法廷判決・裁判集民事220号573頁参照）。

一方において、水俣病認定申請手続において、認定の遅れにより内心の静穏な感情を害されない利益を、不法行為法上の保護の対象になり得るものと認めた判例（最高裁昭和61年（オ）第329号，第330号平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653頁）がある。しかし、この判例は、具体的水俣病認定申請を行った者に対して、その認定の長期間に及ぶ遅れを問題としたものであって、具体的な申請行為を行っていない者に対して上記法的利益を認めたものではない。

これを本件についてみるに、原告らのうち一部の者は、被爆者健康手帳の交付及び健康管理手当の支給認定を受けているが、残りの者は、健康管理手当の支給認定の申請をしていない者又は被爆者健康手帳交付の申請すらしていない者である。原判決は、原告らにはいずれも健康管理手当相当額の財産上の損害が生じていないという。しかし、前提となる請求である財産上の損害が法的に認められない原告らに対し、同一行政行為に対する精神的苦痛のみを取り上げて法的保護に値する利益の侵害があるといえるのであろうか。とりわけ、原告らの中には平成15年に至るまで健康管理手当の支給認定や被爆者健康手帳交付の申請をしていない者があるが、健康管理手当受給に向けての具体的申請をしていない者に対しては、同手当相当額の損害が生じているとは認められないのは当然であるところ（原判決178頁参照）、そうであるとする、そのような原告に対して同手当の支給が受けられなかったからといって、法的保護に値する精神的損害を認めることは困難である。

もともと、402号通達は、日本人を含む外国居住者一般を対象とするものであって、原告ら及び在韓被爆者のみに適用し、差別するものではないことはその内容から明白である。上告人の担当者は、原爆三法に関する担当者としての解釈に基づいて402号通達を作成、発出してその定めに従った失権取扱いを継続し、その解釈が裁判上問題とされるに至って、司法の判断が分かれる中で、高等裁判所の判断に従い、その取扱いを改めたものである。これら上告人の担当者の一連の対応にとりたてて原告らに精神的苦痛を与えたものと認められるべき要素はない。

結局、原判決は、原告らの被差別感、不満感などの感情を法的保護に値する精神的損害と認めた点においても誤りであり、これを是認することはできない。

（裁判長裁判官 涌井紀夫 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉徳治 裁判官 才口千晴）



記者会見する原告・弁護団

三菱広島・元徴用工被爆者裁判最高裁勝訴後の記者会見

(〇七・一一・一一 衆院第二議員会館第一会議室)

最初に各原告から、判決の感想があった。

金敏経（キムミンギョン）氏

「植民地時代、広島三菱に連行され、一年間働かされました。

帰国してみると、国へ送金すると言っていたのに、送金されておらず、非常に苦勞しました。

一九九五年、日本国、三菱を相手に六

名が裁判、十二年間の長い年月が経ちました。

広島高裁と同じ判決を受け取り、勝訴したとはいえ、なんのために強制連行され、賃金も送られなかったのか。そこにふれていないことが若干物足りない。

しかしながら厚い支援により百二十万円賠償金を勝ちとれたのは、意義深いことです。皆さんに感謝します」

洪順義（ホンスニ）氏

「金文部長が話したので、原爆被害について話します。

強制連行で三菱で働かされた。当時二十二歳。非常に空腹で苦勞しました。

広島の仕事場で働いていたが、B29が飛んできたことも、艦載機が三十機、編隊を組んでやってきたこともあります。

ついに原爆が落とされたのが、朝八時十五分。警戒警報が出され、避難し、すぐ解除となり、仕事場にもどったところで原爆です。

そのとき、稲妻のような光り、大きな強

風で市全体、吹き飛ばされました。自分は工場内の防空壕に飛びこみ、生きのびました。気がつき、出てみると、街は燃え上がっていました。

市内に入ってみると、泣き叫んでいるひと、体に火がついているひと、とてもとてもひどい状態です。

そんな苦勞をして帰国し、今ようやく勝ったといっても、たった百二十万円。気分のよいものではありません。

明日になっても話したりしないのですが、これで終わります」

李根睦（イグンモク）氏

「当時、昭和十九年、九月一日広島に来ました。

全員二十二歳。大正十二年生まれが連行されました。もう生きては帰れないだろうと自分も家族もおもい、連行されました。

九死に一生を得て、生きて帰りました。今日の日を迎えられたことを感謝します。

じいっと考えてみると、十二年間の裁判、目をぼつちり開けた時間にも長かったようにも思えます。

今日の日は、私たち人生の歴史的な日。これまで苦勞し、これからも苦勞していくでしょう。

日本という国の立派な記者たち、健康に留意され、りっぱな働きをしてください
三菱では、危険で、むつかしい仕事、空腹でした。

昼食はちよっぴりで、市内に出て糠パンを買い、空腹をしのぎました。

弁護士、支援の方たちと力を合わせ、勝訴できました。感慨深いです。

どうか喜んでください。喜んで韓国に帰ります」

朴在勲（パクチェフン）氏―父、朴昌換氏を受け継ぐ

「一番言いたいことは、父が生きているあいだに、この日が来ればどんなによかったか。遅きに失しました。でも勝訴に感謝します。二世としての立場からしますと、一世の苦勞の大きさにくらべ、些細な勝訴とおもいます。

韓国人と日本人の協力により勝訴できたことに意味があります」

このあと、記者からの質問。

「ほかにいいたいことは。まだ解決すべきことは残っていますか」

豊永在韓被爆者を救援する市民の会広島支部長。

「十二年は長かった。裁判前の長い交渉もありました。話し合いで解決できたらどんなによかったか。半数が亡くなりました。残念です。でも勝訴しました。弁護団の苦勞が大きかったです。国家賠償をちとれましたが、三菱がわの免訴が残念です。まだ終わってはいません」

在間弁護士

「戦争被害に対する賠償請求への判断はありませんでした。西松組裁判で、企業への請求権はあると判断しています。

今日の判決は、四〇二号通達への判決で、広島高裁の判断は妥当であり、在外被爆者に援護法は不適用との行政の扱いは違法である、と明確に述べています。

四〇二号通達は、違法の発出であり、存在してはいけなかった、と。

原告それぞれに百万円、弁護士に二十万円払え、との判決です。四人中、一人反対意見です。」

質問

「手帳を持っていないひとにも賠償を認めたのですか」

足立弁護士

「四〇二号通達の違法については、四人

一致です。国賠法について意見が三対一になりました。

手帳を取るのに来日が困難なひとに取りに来いということについては、触れていません。四〇二号通達は違法、から考えると、論理的には立法が必要でしょうか。

本件では、十名の手帳未保持者に、損害賠償を認めています。」

他に、日本被団協の藤平氏から、「集団訴訟に国賠法がどう生かせるか」。

ブラジルの渡辺氏から、「私達以上に苦勞された韓国の方々の勝訴を喜ぶたい」

平野長崎支部長から

「長崎でも、徴用工裁判で、キム・スングルさん、イ・カンニョンさん、チェ・ゲチュルさん、みな亡くなられてしまった。チェ・ナンスーさんは寝たきりで、手帳を取りたいといわれている。

原告がほとんどいなくなつての勝訴。でも、今日の一步を明日の一步につなげていきたい」(文責・石川逸子)

弁護団声明

(声明)

1 三菱広島元徴用工被爆者補償請求訴訟において、本日、最高裁は、2005年1月19日の広島高裁の判決について、双方の上告を棄却した。私たちは、三菱重工・三菱重に対する請求に関し、最高裁もこれを認めなかったことについては、到底納得できない。しかし、最高裁が、国に対し、戦後の在外被爆者援護政策についてその責任を厳しく指摘し、慰謝料の支払いを命じた広島高裁の判決を維持したことについては、その意義を高く評価する。

2 このたびの最高裁判決の最も大きな意義は、一連の戦後補償裁判の中で初めて国の賠償責任を認めたことにある。とりわけ韓国との関係においては、長年にわたる日韓協議における未解決の問題のひとつである被爆者に対する補償という問題について、日本国の責任を認めた意義は極めて大きい。

3 国の被爆者援護行政において、国籍条項をおいていない原爆三法の趣旨に反し、海外の被爆者が援護の対象外とされ

てきたことに対し、最高裁が正面から日本政府の対応を断罪をしたことの意味は極めて大きい。ことに、日本国が、402号通達を発するなどして、長期にわたり意図的に在外被爆者の権利行使を妨げてきたことにに対し、その政策そのものの誤りを指摘し、原告らに慰謝料の支払いを命じたことは、画期的な意味をもつものと評価できる。

4 本件訴訟の趣旨、そして最高裁判決の内容からして、問題が本件訴訟の原告となった人たちに限られたものでないことは明らかである。402号通達の廃止等、単に在外の被爆者援護のための行政上の措置を改めるだけでは足りない、ということ、今回の最高裁判決は明らかにしている。日本政府は、このたびの最高裁判決を真摯に受け止め、これまで長期にわたり在外被爆者を援護の埒外に排除してきたことを謝罪し、その償いをなすべきである。そのためには然るべき法的措置を講じる以外に方法はないと思われる。

5 問題の解決は緊急に図らなければならぬ。

本件訴訟の原告も、第1審段階で46名であったが、現在は19名に至っている。被害者の高齢化を考えれば、これ以上の負担を

被害者に強いることなく、速やかな立法、行政上の解決が図られることが急務である。

6 三菱重工については、裁判所により賠償が命じられるには至らなかった。

しかし、最高裁は、中国人強制連行西松建設事件における判決で、「裁判上の請求はできない」としたものの加害企業に対し「被害者の被害の救済に向けた努力をすること」を求めている。広島高裁判決においては、第2次大戦中、三菱重工が朝鮮半島に住む人々を強制連行し、強制労働を強いてきたことについての違法行為が認められている。三菱重工はこの裁判所の指摘を真摯に受け止め、速やかに過去の事実を認めた上で、被害者の人々に対する深甚なる謝罪、そして十分な補償を速やかになすべきである。

2007年11月1日

三菱広島元徴用工被爆者補償請求訴訟

訴訟団・弁護団

原告の思いは半ば

三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会 共同代表 豊永恵三郎

はじめに

十一月一日、最高裁が在外被爆者に対して被爆者援護法を適用しなかったのは違法だとして、原告一人に百二十万円の国家賠償を認めた画期的な判決があった。しかし、それでも原告の「恨」は、十分に晴れなかった。金敏経さん（八十四歳）は「判決で

私たちが強制連行されたことや賃金がもらえなかったのを仕方がないとされたのが残念」（11・2 朝日）

今回の判決には「明」「暗」の二面があった。「明」は前述したことで、「暗」は未払い賃金などを認めなかったことである。ここでは「暗」を中心に述べていきたい。

裁判に到る経過

一九四四年三菱重工に約二千八百人の朝鮮人が強制連行され、多くの人が被爆した。当時、この朝鮮人徴用工の指導員だった深川宗俊さん（広島在住）が一九七〇年代から訪韓し、調査を開始した。深川さんと会った元徴用工たちは「韓国原爆被害者三菱徴用工同志会」を結成し、深川さんととも

に、日韓両政府や三菱との交渉をした。「日韓請求権協定」で解決済みとされ、成果が得られなかった。深川さんは一九九〇年十一月に脑梗塞で倒れ活動不能となり、私たちが運動を引き継いだのである。

裁判闘争

一九九四年「同志会」は広島地裁への提訴を決め、私たちは「三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会」を結成した。

一九九五年十二月に国と三菱を相手に広島地裁に提訴した。その主な点は強制連行（労働）の責任、未払賃金の返還、在韓被爆者への「被爆者法」の適用を求めるものであった。一九九九年三月の判決は全てを否定する不当なものであり、広島高裁に控訴した。二〇〇五年一月に一部勝訴したのである。強制連行の不法行為を認め、未払賃金の広島法務局への供託は無効としたが、「時効・除斥」により、国も三菱も免罪された。しかし「被爆者法」の不適用に対し、国に百二十万円の賠償を命じたのである。それを今回最高裁が追認したので

ある。

原告が当初求めていたのは「被爆者法」の適用よりも、未払賃金、強制連行（労働）の責任にあったのである。

三菱との交渉

これまで私たちは何度も原告と三菱交渉に臨んだ。企業責任を全く認めない冷淡な対応だった。特に裁判の開始後は「係争中の件なのでご意見を聞くだけ」ということだった。今回十一月二日に品川の本社へ原告・弁護士・支援者で行った。判決後のためか時間も充分とり、表面上は紳士的な態度だった。佐々木忠明総務課渉外担当課長が答弁した。「同じ企業にいた先輩と争いがあったのは残念だ。供託金についての要望はこの場では答えられない」といった。弁護士は「企業として解決の努力をしてほしい。原告も高齢で時間がないのだ」と訴えた。要請文を渡し文書回答を求めた。今後も責任を追及していきたい。

十二年間にわたる裁判で原告四十六人の内十五人しか生存していないのである。原告にとって長い長い歲月だった。上京の度にお世話になった「市民会議」の皆さんに感謝申し上げたい。

最高裁「国家賠償判決」に想う 中島竜美

辛泳沫さんへ

被爆から六二年が過ぎた今年十一月一日、最高裁第一小法廷（涌井紀夫裁判長）は、広島三菱・徴用工被爆者裁判で、国に初めて国家賠償を命じる判決を下しました。

一九六七年、韓国の被爆者協会創設以来在韓被爆者運動の牽引車として活躍してきた辛さんと、最初に東京でお会いしたのは確か七一年夏のことだったと思います。

その折り、治療を求めて前年末に密航してきた孫振斗さんへ寄せる想いを熱っぽく語られ、当時国内の支援活動もままならない状況下で、在韓被爆者側から予想外の声援を受け感激したことを思い出します。

当時東西冷戦と南北対立の十字路に立たされていた在韓被爆者は、「日韓条約で一切解決済み」であり、その後毎年のように来日、日本政府に援護の要請を繰返してきた辛さんは二言目に『本当の気持は、日本政府から賠償が欲しいんです』とっておられましたね。人生の後半生を被爆者運動にかけ、志なかばで亡くなられてから八年、日本の司法がようやく国・厚生省に国家賠償を命じる判決を下したことをここに報告させて貰います。

入管令違反の刑事裁判に始まって、病床から被爆者健康手帳（以下「手帳」）の申請、そして却下されたために提訴したいわゆる孫振斗「手帳」裁判は強制送還の危険にさらされながら最高裁までの争いになりました。

その間、辛さんは証人として法廷に立つこと二回。孫さんの第一審勝訴直後の「手帳」申請では、自ら申し出て東京都から日韓条約締結後は国が固く拒んできた「手帳」獲得をはたしました。

今振り返ってみれば、日本政府から在韓被爆者援護の方策を引き出す勢力が辛さん達にもっと協力していたならば、あれほどまでに孫裁判に深入りすることもなく、別の道が開けたかも知れませんが、実際のところそうはならなかったのです。

「手帳」申請の経緯にしても、東京の整形外科医がたまたま新聞にのった辛さんの写真を見て、かつて戦傷兵士のケロイド手術の治療奉仕を行ったことがあると、人を介して私の方へ連絡してきたのがキッカケでした。辛さんも当初は『今更手術しても…』といわれていたのが、孫裁判の応援のため「手帳」の申請ができるならと、招請治療を受けることになりました。当時東京都は美

濃部都政で老人医療の面では国の政策の先を越しており、朝鮮大学の認可を独自に下した実績もありました。

しかし一九七四年三月三十日第一審勝訴直後のことです。直ちに控訴した厚生省と東京都間で担当同士の激しいやりとりがあったと聞いています。

当時の現行法（原爆医療法）は属地主義に立っているもので、日本人でなくとも通用するが、『治療目的の一時入国者には適用できない』（昭和四四年五月八日、衆院社労委員会での村中公衆衛生局長談）といった厚生省がどう対応するか、正直私も心配でした。ところが同年七月二二日申請して三日後の七月二五日に東京都は早々と「手帳」を交付しました。

この時の厚生省の言い分は①治療ビザの入国であること、②一ヶ月以上の滞留であることを上げており、これは明らかに「密航者」孫振斗さんと対比した上での判断に過ぎないもので、法の筋を通したものとは言えないと思います。

帰国を明日にひかえて、私も同行して辛さんと厚生省を訪れたときの担当とのやりとりを次に記しておきます。

問 ケロイド手術はいっぺんで終わらないが、再入国の時手帳は有効か。

答 手帳は日本を離れると必然的に無効になる。再入国に当たっては改めて簡単な手続きをとって貰い再発行する。

問 その際の再入国の条件は？

答 やはり治療ビザによる一ヶ月以上の滞在である。

問 パスポートでも五年間有効なのに、どうして手帳の場合はだめなのか。

答 (前と同じ)

辛さんは『厚生省の態度に失望した』という言葉を残して帰国してしまいました。

ここで明らかになったことは、いったん交付した「手帳」も、日本を離れると無効になるということで、実は辛さんが「手帳」申請した同じ日に、「日本の領域を越える」と失権する」とした例の公衆衛生局長通達四〇二号が発出されていたことは、その後二〇年近く私自身知らずにおりました。

この局長通達四〇二号について私見を述べさせて貰えば、官僚の作文としてはかなり感情的な発想のように思えてなりません。

それというのも、もともと特別措置法の改正にからだ通達で、居住地が変わる際は自治体へ行う届出義務の変更を述べているくどりに、とってつけたように「同法は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国の領域

を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従ってこの場合には特別手当は失権の取扱いとなること。(以下略)」となっています。

孫振斗「手帳」裁判が原爆医療法の適用をめぐる裁判なのに、先廻りして「手当」制度の特別措置法の改正に当って何故このような文言を加えたかといえ、恐らく厚生省は辛さんが「手帳」申請の次にケロイドの再手術に当って原爆症認定の申請をされるであろうと、考えたに違いありません。ところがこちらとしては「手帳」申請が精一杯で、「手当」のことなどは考えてもいませんでした。

さらにつけ加えますと、日本を離れると「手帳」が無効になるという担当官の説明も、日本で専門医療を受けることしか頭にありませんでしたから、有効期間については疑問をもっても「手帳」が失権するといった法的地位の問題としては考えが及んでいませんでした。

東京でこの四〇二号通達が問題になるのは、一九九二年に来日したブラジルの森田夫妻から相談を受けた椎名麻紗枝弁護士が市民会議の例会「在外被爆者と原爆二法(九二年十月一六日)」で海外の日本大使館への申請の可能性についてふれています。この時、椎名さんは広島島の田村さんにも勉

強会を呼びかけていると語っています。

冷戦下の在韓被爆者運動

辛さんが「手帳」を獲得したことは当時新聞でも大きく報道され、孫振斗裁判の評価も含めて第一審判決以降は日韓関係の空気も随分変わったように思います。

日韓条約で残された課題として「サハリン残留韓国人問題」「在日韓国人の法的地位」と並んで「在韓被爆者問題」が「三点セット」として取沙汰されるようになりました。入口の扉を固く閉ざした厚生省も次第に条件をゆるめ、被爆者の証しとしての「手帳」交付の枠を僅かつつ広げるようになりました。

しかし一方では「手帳」交付を受けた辛さんに対して、『不潔民族は帰れ!』というはしたない投書があり、日本人の偏見の根深さを感じさせられました。

一九七五年七月十七日、孫振斗「手帳」裁判控訴審判決(福岡高裁) 孫さん勝訴「原爆医療法は一面社会保障法の性格をもちながらも、他面、被爆者に対する国家補償的性格をも併有する」ことを認め、「同法の適用を日本社会に居住関係を有する構成員に限る趣旨の規定がない」として、第一審より一歩前進した判断を下しました。

これでいよいよ裁判に勝ったと喜んでいた大村収容所の孫さんに七月三十一日、最高裁への上告が伝えられました。

丁度広島地裁では原爆症の認定をめぐる「石田訴訟」が行われていましたが、その判決（七月二十七日）には孫さんの控訴審判決「原爆医療法は国家補償の側面を有する」が受け継がれており、八月六日に広島入りの三木首相の一声でこちらは控訴のとりやめが決まるという一幕もありました。

一九七八年三月三〇日早朝、孫さんの入国のときと同様、中国新聞の平岡さんから最高裁判決の第一報が入りました。

この判決では初めて原爆被害をもたらしただ日本政府の戦争責任が問われ（原爆医療法は）「戦争遂行主体であった国が自らの責任によってその救済をはかるという一面をも有するものであり」として、「実質的に国家補償的配慮が制度の根底にある」ことを認めた点に特色があります。そして孫振斗さんについては「被爆当時は日本国籍を有し、戦後平和条約の発効によって自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情を勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯されるところである」（注・傍点筆者）としました。

こうした成果を踏まえてその後日韓与党間で合意された制度としての〈渡日治療〉

について辛さん達は、これを契機に抜本的政策が実行されることを期待していたのですが、その後五年で打ち切られることになり、あの時の辛さんの失望振りは、今も忘れることができません。

終ってみれば一九八〇年末のテスト・ケース十名を含め、八六年十一月打ち切り迄の入院患者は合計三百四十九名に過ぎませんでした。孫裁判の最高裁判決を受けて厚生省が、在韓被爆者に初めて行った施策が〈渡日治療〉でしたが、その内容はお粗末の限りでした。

先ず肝心の「手帳」交付ですが、担当官が渡韓して申請を受けつけたのはいいのですが、面接では日本で「北」の人間と接触する恐れはないか。重症の被爆者は来日させない等々、孫裁判を通して審議してきた態度とはガラリと違うことばかりでした。

広島・長崎の両原爆病院での受け入れ体制をみても、現行法適用ならば当然「原爆予算」の枠内で済ましている筈ですが、入院（平均二ヶ月）期間の「手当」についてはそれぞれ患者によって違う筈なのに、一律「小遣金」として月ごとに支給されており、特別措置法の扱いがどうなっていたか大変疑問に思われました。

一方日本国内では厚生大臣の私的諮問機

関として誕生した被爆者対策の基本問題懇談会（基本懇）による、原爆二法（原爆医療法・同特別措置法）の見直し作業に注目が集まっていました。しかし、予定の期日を大はばに遅れ在韓被爆者へ渡日治療テスト・ケースの来日から一ヶ月経った一九八〇年十二月、ようやく「意見書」が提出されました。そこには国家補償の提起もなく戦争被害に対する「国民受忍論」が盛り込まれるに至っては、原爆二法の見直しではなく、むしろ孫振斗最高裁判決の見直しともいべきシロモノでした。しかも「意見書」には「孫振斗」も「韓国人被爆者」にふれた文言もなく、折角の日韓被爆者連帯の契機をつぶす結果ともなりました。

すでに当面の方策を失ってしまった辛さんたち韓国協会は、日・韓両弁護士連合会に援護救済の「申し立」を行う一方で、これまで日本政府に対して面と向って「補償要求」を行ったことはありませんでした。一九八七年十一月、ソウルの日本大使館に対して「二十三億ドル」という金額を掲げて「補償要求」を行いました。

× × ×

この年はソウル・オリンピックの前年で、韓国では民主化の波が盛り上りをみ

せていた時期に当ります。
辛さんたちのこの「補償要求」は積年の怒りの表われだったと思います。

来日原告のプロフィール

― (広島高裁判決より抜粋・当日配布パンフより)

李根睦 (イゲンモク) さん

控訴人李根

睦 (一九二六

年 二 月

二十八日生)

(創氏改名

による日本

名は松本根

沐) は、安

城郡元谷面

聖住里で、



父、妻と共に小作農をして生活し、兄二人は別に家庭をもって独立していた。昭和一九年(一九四四年)九月二一日、面事務所の役人と駐在所の巡査から徴用令書の交付を受け、その際、「向うで貰う給料の半分は家族に送金されるので心配ない。徴用は一年間で、誰でも行かなくてはならないから、早く行って早く帰る方がよい。」などと言われた。

徴兵よりもましと思ってその日のうちに

その後の経過と、冷戦後九十年代以降の足跡については稿をあらためて記したいと思っております。(つづく)

面事務所から郡庁に行き、上記と同様の説明を受けてから、貨車に乗せられ、警察官や憲兵に見張られながら釜山まで行った。

そこからは三菱のマークの付いた帽子を被った日本人に引率されて、船で下関に行き、汽車で広島まで連れて行かれた。

広島では、西寮の一二畳の部屋に十人が入れられ、しばらくの期間、訓練を受けた後、広島機械製作所の工場で、毎日午前八時から午後六時まで、ボイラーの部品の銅管を造る作業に従事した。たまに残業があるときは、午後九時ごろまで働いた。月に二回、休日があり、集団での外出に限り許可された。寮の周囲には鉄条網が張られ、角には監視塔があった。

給料からは寮費や貯金が控除されていたが、通帳は渡されていない。給料の半分が家族に送られているものと信じていたが、送られていなかった。食事の量が少なく、いつも空腹で、鉄条網を乗り越越え

て雑炊を食べに行ったこともある。朝鮮人徴用工の食事だけ腐った臭いがしたことから、食器を投げるなどの騒動になったこともあった。

同年八月六日は、空襲警報で防空壕に入っているときに原爆が投下された。夕方までそこにいて、海岸で一晩過ごし、その後、工場からは旧三菱の人は誰もいなくなつて、どうしたら良いか分からず、八月二十日すぎに憲兵から罹災証明を貰い、戦争が終わったのも知らずに、九月末ごろ歩いて西に向かい、一週間で博多に着き、そこから闇船で釜山に渡って、汽車で家に戻った。帰宅すると農地は取り上げられていたため、他の農家の仕事を手伝って暮らし、昭和三四年(一九五九年)に水利組合に就職した。帰国後、体全体の調子が悪く、呼吸器の障害で昭和五七年(一九八二年)から大学病院で治療を受けているほか、足腰の痛みがひどく、昭和六三年(一九八八年)と平成六年(一九九四年)に広島原爆病院で脊椎の手術を受けた。現在も足腰の痛みや関節炎に苦しんでいる。昭和四二年(一九六七年)に結成された援護協会、昭和四九年(一九七四年)五月に結成された同志会には、当初から参加している。

金敏経（キムミンギョン）さん

控訴人金敏

経（一九二三年一月二五日）（創氏改名による日本名は金本敏経）は、平澤郡玄徳面徳睦



里で、母親、妻及び二子と小作農をして生活していた。昭和一九年（一九四四年）九月に徴用令書の交付を受け、三日後に学校に集められ、旧三菱に行くことが分かり、監視を受けながら貨車で釜山に運ばれ、下関を経て広島に行った。

広島では、西寮の一二畳の部屋で二人が生活することになった。食事は粗末で量も少なく、一度腐っていて騒動になったこともあった。到着してから二週間ほど、軍事訓練や避難訓練を受けた後、広島機械製作所の鋳物工場に配属され、午前八時から午後六時半ころまで、鋳型を作る作業に従事した。給料は、半分を家に送金すると聞いているが、家族からは送られてきていないという返事だった。

昭和二十年（一九四五年）八月六日は、工場に行く途中で原爆が投下され、爆風で飛ばされた。その後、広島市の北の方の知

り合いの韓国人の家で一ヶ月ほど世話になり、九月十日に船で下関に行き、釜山を経て九月二十日ころ家に帰った。

農業や日雇い仕事等、様々な仕事をし暮らしてきたが、皮膚病がひどく、通院治療を続けた。昭和五十年（一九八四年）には広島市の原爆病院で治療を受けたことがある。

申亘秀（シングンス）さん

控訴人申亘秀（一九二三年三月十日

生）（創氏改名による日本名は高原亘秀）は、平澤郡青北面棧里四一七番地で、両親、第二人、妻及び娘と農業をして生活していた。

昭和

一九年

（一九四四



年）九月、徴用令書の交付を受け、貨車で釜山に連れて行かれて、日本人に引き渡され、そこからは監視されながら広島まで行つた。

広島では、甲寮の十畳の部屋に六人が入れられた。食事は粗末で、日本人との

差別に文句を言ったこともある。到着後、十日間ほど訓練を受けてから、広島機械製作所のベアリング作業所に配属され、三ヶ月後に鋳鉄工場に移り、午前七時から午後八時ころまで働いた。

昭和二十年（一九四五年）八月六日は、鋳鉄工場での始業前、工場の外にいたときに原爆が投下された。爆風で工場の屋根が吹き飛び、旧三菱の従業員がいなくなったので、寮に戻り、四日間はその場で過ごした。その後、市内で遺体を集める仕事をした後、下関を経て、八月下旬に闇船で帰国した。帰国後は農業で生活したが、昭和五九年（一九八四年）と昭和六三年（一九八八年）など、これまでに渡日治療で耳や腎臓、大腸の手術を受け、被爆者健康手帳の交付を受けた。

洪順義（ホンスニ）さん

控訴人洪順義（一九二三年十月一六日生）（創氏改名に

よる日本名は前川順義）は、龍仁郡二東面魚肥里で妻と農業をして生活していた。



昭和十九年（一九四四年）九月ころ、徴用令書の交付を受けて五日後に郡庁に集められ、「日本の工場で人が不足しているので、月給も多く、家族に半分を送金するので安心して働くように。」などと説明を受けた後、汽車で釜山まで行った。釜山には、沢山の日本人が来ていて、その監視を受けるなどしながら、船で下関に渡り、汽車で広島まで行った。

広島では寮の一二畳の部屋に二人が入れられた。食事は一日三合の米だったが、量が少なく、空腹でたまらなかった。夏に、豆と芋が腐っていたので、投げつけて抗議したことがあった。

広島機械製作所の鑄鉄工場で、午前八時から午後五時か六時まで、ハンマーで鉄を叩き切る危険な仕事に従事した。午後八時から九時までの夜勤もあった。

昭和二十年（一九四五年）八月六日は、工場で作業を始めようとしたときに原爆が投下された。爆風で工場の建物が壊れ、防空壕に逃げ込んだが、転んで腰を強打してしまった。翌日、臨時事務所で旧三菱の従業員から休暇の書類を貰って、一週間ほど広島にいてから下関に行き、船で帰国した。帰国すると、説明と違い給料は送金されていなかった。再び農業を始めたが、原爆投下の際に強打した腰が悪くて十分に働く

ことができなかった。平成七年（一九九五）年に広島で一週間腰の治療を受け、被爆者健康手帳の交付も受けた。

遺族 朴在勲（パクチェフン）さん

元原告団長 朴昌煥の長男

控訴人朴昌

煥（一九二三年一月五日生）

（創氏改名による日本名は咸元昌煥）は、

平澤郡升面新栄里で、祖父母、両親、妻、



弟四人と共に農業をして生活していた。昭和十九年（一九四四年）九月二十日ころ、徴用令書の交付を受け、学校に集められて三菱のマークの付いた帽子を被った日本人に引き渡され、「給料の半分は送金する。もし逃げたら家族が罰せられる。」という説明の後、兵隊の監視を受けながら貨車で釜山に運ばれ、連絡船で下関に渡り、鉄道で広島まで連れて行かれた。

広島では、西寮の一二畳の部屋に二人が収容された。寮は有刺鉄線で囲まれて、監視塔も建っていた。毎日、午前八時から

午後六時まで、広島市南観音町所在（原爆の爆心地から約三・七キロメートル）の広島機械製作所の鑄鉄工場で働いた。給料からは税金、食費、寮費などのほか、貯金も控除されていたが、通帳はなく、払い戻しも受けたことはない。給料の半分は家族に送金されているものと信じていた。

昭和二十年（一九四五年）八月六日は、工場で作業中に原爆が投下され、爆風で飛ばされた際に、顎に鉄の破片様の物が当たり、怪我をした。その後、旧三菱の従業員からの指示は何もなく、兵士の指示で救護活動に加わった。八月一三日に罹災証明書貰って徳山を経て下関に向かい、九月一三日ころ閤船で帰国した。

帰国後も、被爆の際の怪我は治っておらず、傷口からは膿が出る状態だったが、漢方薬で治療した。それから体調は悪く、五、六年してから息苦しい症状が始まって、その後も続いている。二〇〇一年の二月二一日に、闘い半ばで、力尽き故人となってしまった。



在外被爆者代表による記者会見 での渡辺淳子さん（在ブラジル 被爆者協会理事）の訴え

「医療制度が日本と全く違い、被爆者は低所得層が多いため、困窮しています。無料診療所は列を作ってなかなか診てもらえず、民間保険に入って治療するには、毎月掛け金が必要で、掛ける金額によって中身が違ふ。手術・入院が可能な保険は、高く健康管理手当の月三万三千八百円では足りません。」

そのため、保険に入れない被爆者が半数いて、医療を受けられず、苦しんでいます。是非、上限をなくしてほしい。

また、保険に入っている、葉代は実費払いなのです。

このひとたちが救われるよう、今のうちに現地の医療体制を作ってほしいです。切に願います。

どうか、ひとが苦しんでいるのを心から感じてください。言葉もわからない地で、一心に働き、今、ようやく被爆者として会に入ったひとたちです。

事情に合い、分け隔てのない援助にしてほしいのです。」（〇七・十・十七・衆院第二会議室にて・文責・石川）

森田会長とブラジル高校生平和大使をかこんで (8月31日)

第10回〈高校生平和大使〉の国連訪問に参加した、プリシーラ・フジカワさん（女性・十五歳）と、マルセーロ・クレメールさん（男性・15歳）、付き添いの在ブラジル原爆被害者協会会長森田隆氏（83歳）が、スイス・広島・長崎への旅を終え、無事に成田から帰国の途につくため、8月31日夜、東京へ着かれたため、市民会議運営委員ほかで、ささやかにかこむ集いをもった。

〈高校生平和大使〉らは、ジュネーブ軍縮会議事務局を8月19日に訪問、ユーリー事務次長に各国からあつめた、七万九千二百四十四人分の署名を手渡している。

〈高校生平和大使〉は、一九九八年、長崎の高校生の呼びかけからはじまり、世界各国の高校生に訴えて「高校生一万署名」をおこなうとともに、国連軍縮会議の冒頭で、代表数名が、「核兵器の廃絶と世界の平和の実現」を呼びかけてきた。

今回は、在韓被爆者三世の高校生（釜山）や、ペルー生まれで長崎育ちの高校生がくわわっている。

ブラジルからは今回がはじめてで、二人ともスピーチをおこなったという。

森田会長によると、二人の選出は、まずブラジル全ての高校生を対象に公募、論文で選考、最終的に12名をえらび、さらに面接をおこなってプリシーラさん、マルセーロさんに決定したという。

プリシーラさんは、両親とも日本人の日系三世で、日本語が堪能なのにおどろいた。

マルセーラさんは、サッカー好きでエンディニア志望の好少年。広島の実爆ドームを見て、原爆の惨を実感したようだ。

長崎を発つとき、駅まで見送りにきた高校生たちが、いっせいに原爆の歌を歌い、森田さんともども感激されていた。（文責・石川逸子）



十二月十四日例会講演内容「沖縄の原爆被爆者」

笹本征男（在韓被爆者問題市民会議運営委員）

二〇〇七年十一月一日、最高裁は三菱広島元徴用工被爆者補償請求訴訟において、日本国・厚生労働省が韓国在住の原爆被爆者の権利行使を妨げてきたことに對して、原告一人当たり一二〇万円の国家賠償を命じる判決を下した。この判決は、日本国の責任を認めた重大な判決である。韓国在住の原爆被爆者は、いわゆる在外原爆被爆者である。現在、在外原爆被爆者は韓国の他、米国、ブラジルなどに在住している。

例会での私の発表は、最高裁の重要な判決を前にして、原爆投下国の軍隊の米軍が占領した沖縄の原爆被爆者の問題を考えるものである。米軍占領下の沖縄は、日本の憲法を含め、その他の日本の法律が適用されない地域であった。この意味で沖縄の被爆者は「在外被爆者」であった。

米国の広島市・長崎市への原爆攻撃と 沖縄被爆者のその後

米国の重爆撃機B二十九は一九四五年八月六日、広島市、八月九日、長崎市を原爆で攻撃した。当時、両市には沖縄県民として何人もの住民がいた。原爆の被害を受けた人々は、日本の敗戦後、米軍に占領された沖縄に帰っていった。一九七八年現在の沖縄在住被爆者の数は三五九人であり、三分の二が長崎、三分の一が広島での被爆者であった（福地曠昭編著『沖縄の被爆者』沖縄県原爆被爆者協議会、一九八一年）

従来、判明している沖縄の被爆者をめぐる動きを簡単にまとめる。

（一）米軍占領下

一九五七年、日本では原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）が制定されたが、沖縄には適用されなかった。一九六三年三月、沖縄原水爆禁止沖縄県協議会が八重山地区の原爆被爆者から訴えを受けて、その後県下の被爆者の実態調査を行った。

日本では、一九六四年五月、参議院外務委員会が帆足計議員が沖縄在住原爆被爆者問題を取り上げ、政府の見解を正した。同年七月、那覇市沖縄会館で、被爆者が集まって、沖縄原子爆弾被害者連盟を結成し、初代理事長に金城秀一氏を選出する。同年八月末、原爆被爆者として臼井総務長官へ初めて次の要請を行う――(1) 沖縄在住被爆者の早期検診、(2) 原爆医療法を沖縄に適用せよ。

一九六五年四月五日、日琉米の三者合意で「琉球諸島住民に対する専門的診療及び治療に関する覚書」が調印される。同年四月六日から二十九日まで、覚書に基づき、厚生省派遣医師による初めての被爆者検診が実施される。百七十二人が被爆者として認定される。そのうち八十二人（四十八%）が要治療の異状が認められる。五月十一日、沖縄在住被爆者十七人のうちから十三人が「認定被爆者」として認定される。九月、国庫負担による第一回目の送り出し（広島病院九人・長崎病院二人）が実現する。九月十日、真喜志津留子さんから、国を相手どって、東京地裁へ医療費請求の違憲訴訟を提訴する。一九六七年四月、総理府、厚生省、沖縄在住被爆者約二百五十人の定

期検診の実施要項を発表する。十二月十五日、沖縄違憲訴訟第十四回公判で真喜志津留子さんが原爆医療費の訴えを行なう。一九七一年十月二十五日、被爆協（一九六九年、沖縄県原子爆弾被害者連盟が改称され、沖縄県原爆被害者協議会（被爆連）となった）代表が沖縄被爆者の医療法適用外期間の補償を山中総務長官に要請する。

（二）日本返還後

一九七二年五月十五日、沖縄の施政権返還。沖縄県発足。一九七四年、被爆協が十年にわたる医療費三億円の要求で、代表を東京に派遣する（五人）。一九七七年一月二十七日、沖縄在住被爆者の自己負担医療費支給問題を自民党部会がはじめて取り上げる。一九七八年十一月二十日、県内被爆者への見舞金、一人当たり三十万円を厚生省が予算要求する。

一九七九年一月十日、自民党社会部会で、県被爆者へ一人当たり二十万円の一時金支給が決定される。

琉球列島米国民政府（USCAR）文書から分かること

琉球列島米国民政府（USCAR）とは、琉球列島統治のための米国民政府の出先機関であった。琉球政府とは沖縄住民の中央政府だが、実質的には米国民政府の指揮下にあった。日本政府は那覇連絡事務所を設置したが、準領事的事務を取り扱うだけであった。

今回の報告は、公開されているUSCAR文書から、これまで判明しなかった事実を取り上げるものである。紙数が少ないので、簡単に述べる。



一九六四年三月十八日、那覇日本政府南方連絡事務所長の藤田久二郎などが、琉球列島米国民政府連絡課を訪問。藤田は文書で「日本政府は高等弁務官が琉球政府に調査を実施することを指示するか、あるいは日本人専門家が琉球に来て、琉球政府が治療を要する関係者の人数を確定するために調査を実施するのを援助することのどちらかを提案した。」（USCAR文書、以下、引用は全てUSCAR文書から）。この事実は重要である。同年七月十二日、沖縄原子爆弾被害者連盟、琉球列島米国民政府主席民政官ワナー・ゼラードに「沖縄に住む原爆被害者救援に関する要請」を提出。八月二十八日、白井莊一総理府総務長官、沖縄高等弁務官に放射線被害者問題を考慮するように要請。九月二十六日、沖縄高等弁務官、米国駐日大使館に放射線被害者問題について電報を送付。十月十日、米国駐日大使館、外務省北米課を通じて、高等弁務官の疑問を提出。

一九六四年十一月一日、日本政府「秘沖縄在住原子爆弾被害者の医療問題について」文書をUSCARに提出。「1・沖縄在住原子爆弾被害者（以下『沖縄在住被爆者』という。）の医療問題については、

日本政府としては、琉球政府の要請があり、かつ、高等弁務官の了解がえられれば、援助を行うことについて異存がない」。この「秘」文書もこれまで知られていなかった重要な文書である。一九六五年になってからも、日本政府・USCAR・琉球政府との間の交渉は継続された。そして、一九六五年四月五日、「琉球諸島住民に対する専門的診療及び治療に関する了解覚書」が三者間で調印された。「1. 目的 一九五七年三月三十一日日本国法律第四十一号、その改正法に基づき、手当を得たいと望む琉球諸島在住者の要求を満たすために、もしも彼らが日本本土に在住すれば資格がある（以下、『請求者』という。）ので、日本政府総理府、厚生省および琉球政府は、後者が高等弁務官の承認を得る場合、以下の了解に達した。」。なお、この了解覚書も従来知られていない。この点、米国政府の公文書の公開が、いかに進んでいるかを痛感する。日本政府は関連文書を国民に公開することを、切に要望する。

おわりに——今後の展望

沖縄在住の原爆被爆者の歴史を見て、原爆を広島市・長崎市に投下した米国、戦争に敗北して米国軍によって占領された沖縄、その沖縄に被爆した後、沖縄に帰った被爆者、日本の法律が適用されない沖縄への原爆医療法、原爆特別措置法の適用問題をめぐる琉球列島米国民政府、日本政府、琉球政府の三者の交渉、了解覚書への署名など、これら出来事は、沖縄が日本に返還される前の出来事である。このような状況は、在韓被爆者を含む在外被爆者の状況と本質的に同じである。このことから次のような提案が考えられる。つまり、在外被爆者に対して、日本政府は関係各国政府と沖縄で行った「了解覚書」のような形式の取り決めに結ぶことが可能であるので、それを被爆者が日本政府に要求出来ること。特に、原爆を投下した米国政府とは、特別な交渉が必要であろう。まさに外交問題である。

日本に返還された後の沖縄の被爆者に対する、自民党による「見舞金」の抛出については、全面的に再検討すべきである。つまり、これは在外被爆者に対する、日本政府による「補償金」としての抛出が考えられるということである。ここで、

改めて、十一月一日の最高裁判決が重要な意味を持つ。つまり、沖縄在住原爆被爆者の歴史は、米国が投下した原爆の被害の原点に帰り、原爆被爆者への国家補償の可能性を考える展望があることを教えてくれる。

